

# 光市記者発表資料

平成28年4月25日

件名

「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）」の支給について

内容

賃上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者などを支援するため、臨時的に高齢者向け給付金を支給します。

1 申請方法

給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。支給対象と見込まれる人には、4月末に申請書などを郵送しますので、必要事項を記入し確認書類を添えて申請します。（郵送可）

2 申請期間

平成28年4月28日（木）～ 7月29日（金）  
8時30分～ 17時15分（土・日、祝日を除く。）  
※ 郵送による申請の場合、7月29日の消印まで有効

3 申請窓口

福祉総務課 臨時福祉給付金等業務担当係（あいぱーく光）  
大和支所住民福祉課

4 給付金の支給

申請書に記載した指定口座に入金します。  
※ 口座を持っていない人は、別途ご相談ください。

【制度概要】

1 支給対象者

昭和27年4月1日以前に生まれた人のうち、平成27年1月1日に光市に住民登録があり、平成27年度分の市民税（均等割）が課税されていない人

ただし、市民税（均等割）が課税されている人に扶養されている人や生活保護を受給している人などは除きます。

2 支給額

一人につき3万円

問合せ

福祉総務課 臨時福祉給付金等業務担当係 担当者：しみずたつろう えごのりえ  
清水辰朗、江後令恵  
（電話 0833-72-5818）